



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第 7 4 7 号 令和 6 年 9 月 2 7 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【規則】

番 号	表 題	担当課名
5 7	徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	安全衛生課
5 8	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課

### 【訓令】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）

- 一 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年十月一日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）

- 一 徳島県立二十一世紀館長への徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理の委任について所要の改正を行うこととした。
- 二 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年十月一日から施行することとした。

## 徳島県規則第五十七号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第二十二号

）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

## 徳島県規則第五十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十三号の1及び2を次のように改める。

1 第九条第一項の規定による特別児童扶養手当受給証明書の交付

2 第二十四条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による受給資

格喪失の通知

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十三号の3から6までを削り、同号の7中「かわる」を「代わる」に改め、同7を同号の3とし、同号中8を4とする。

別表第二の三徳島県立二十一世紀館長の項第三号中「処理」の下に「（企画総務部長の専決に係るものを除く。）」を加える。

別表第三個別事項の項第二十号の2中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三個別事項の項第二十号の2の改正規定は、令和六年十月一日から施行する。

徳島県訓令第九号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四消費者政策課の項部長の欄第一号の2及び安全衛生課の項課長の欄第七号の2中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年十月一日から施行する。